

議案第11号

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2025年6月20日提出

町田市教育委員会

教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、食材の価格高騰に伴い、学校給食費等を増額するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立中学校の学校給食費等に関する規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

食材の価格高騰に伴い、学校給食費等を増額するため、改正するものです。

2 改正内容

学校給食費等1食当たりの額を330円から375円に改めます。(第6条関係)

3 施行期日

令和7年7月1日から施行します。

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則

町田市立中学校の学校給食費等に関する規則（平成20年10月町田市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(学校給食費等の額)</p> <p>第6条 学校給食費等の額は、1食につき<u>375円</u>とする。ただし、次条第2項（同条第7項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により、牛乳その他の飲料（以下「牛乳等」という。）を除去した学校給食等を提供するときは、1食につき<u>375円</u>から牛乳等の提供に要する経費に相当する額を勘案して別に定める額を減じた額とする。</p> | <p>(学校給食費等の額)</p> <p>第6条 学校給食費等の額は、1食につき<u>330円</u>とする。ただし、次条第2項（同条第7項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により、牛乳その他の飲料（以下「牛乳等」という。）を除去した学校給食等を提供するときは、1食につき<u>330円</u>から牛乳等の提供に要する経費に相当する額を勘案して別に定める額を減じた額とする。</p> |

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。